

# 鳥取県立境高等学校いじめ防止基本方針

鳥取県立境高等学校

## 1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、鳥取県立境高等学校（以下「学校」という。）における未然防止の取組、早期発見・早期対応の在り方、事案対応の在り方等について必要な事項を定めるものとする。なお、いじめの定義は、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定により、いじめに対する基本的な認識は、鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針のⅡの規定によるものとする。

## 2 学校いじめ対策組織

### （1）目的

いじめ対策委員会は、いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめ防止等に関する措置として、以下3～6を実効的に遂行するために設置する。

### （2）構成

校長、教頭2、主幹教諭2、生徒部長、保健部長、教育相談担当教員、人権教育主任、学年主任3、当該担任教員

【以下適追加】養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、PTA会長・役員等

## 3 未然防止の取組

以下の（1）～（3）の取組を中心に実施する。

### （1）配慮が必要な生徒等への日頃からの教育相談の充実

保健部を中心として、関係機関と連携し、「気になる生徒」の情報収集や「配慮が必要な生徒」の個別の指導計画の作成等をすすめるなど教育相談体制を充実させる。

### （2）教職員研修の実施

新旧担任連絡会、「ハイパーQ U」の分析会、特別支援教育教職員研修会、人権教育教職員研修会、教科担当者会等の開催をとおして、人権意識の向上につとめ、指導方法の統一を図る。

### （3）インターネット上のいじめの防止

専門家を招聘した生徒対象の情報モラルに関する講演会等を開催し、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたること等を理解させ、情報モラルの向上を図る。

## 4 早期発見

以下の取組を中心に実施する。

### 定期的調査の実施等による実態把握

4月・10月に面接週間を設定、5月・10月に「生活アンケート（いじめ調査：無記名・記名）」を実施、6月・11月に「ハイパーQ U」を実施・分析するとともに、個別面接の充実も図り、毎週開催する学年担任会等において実態の把握につとめ、いじめの有無を確認する。

## 5 早期対応・事案対応

いじめ事案の対応については、以下（１）～（４）の順に行う。

### （１） いじめの情報を学校が把握した場合（初期対応）

速やかに関係生徒から事情聴取を行い、いじめの有無等の事実確認を行い、いじめを確認した際には、直ちにいじめをやめさせる。また、必要に応じて警察等の関係機関とも連携を図り、いじめを受けた生徒の生命・身体の安全を図るものとする。

### （２） いじめを受けた生徒・保護者への対応

いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、継続的に教育相談等の支援を行い、安心して学校で教育を受けることができるよう必要な措置を行う。また、保護者に対し、いじめの経緯を説明し、いじめを行った生徒への指導等について理解を得て、いじめの解消に取り組む。

### （３） いじめを行った生徒・保護者への対応

いじめ事案は問題行動事案として取扱い、学校の生徒指導に関する規程（「鳥取県立境高等学校生徒指導確認事項」のこと。）に基づき、教育的指導の自宅謹慎等の必要な指導又は鳥取県立高等学校学則第 31 条に規定する懲戒を加える。また、保護者に対し、いじめの経緯を説明し、場合によっては、いじめを受けた生徒・保護者への謝罪を促す等の助言を行う。

### （４） 報告

いじめが発生した場合は、速やかに鳥取県教育委員会事務局高等学校課に報告するものとする。

## 6 重大事態への対処等

### （１） 重大事態の定義

重大事態の定義は、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項各号の規定による。

### （２） 重大事態に対応する組織

2 のいじめ対策委員会とする。ただし、必要な場合には、鳥取県教育委員会が設置する「子どもの悩みサポートチーム」と連携するものとする。

### （３） 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査

いじめ対策委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、いじめ防止対策推進法第 28 条第 2 項の規定により、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

### （４） 重大事態への対処

重大事態への対処は、5 早期対応・事案対応（１）～（３）に準ずる。なお、5（４）報告については、いじめ防止対策推進法第 30 条第 1 項の規定により、鳥取県教育委員会を通じて、知事に報告するものとする。

## 7 施行期日

この基本方針は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

#### ＜参考：関係法令等＞

- いじめ防止対策推進法（第 2 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 30 条）
- 鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針（Ⅱ）
- 鳥取県立境高等学校生徒指導確認事項
- 鳥取県立高等学校学則（第 31 条）

#### ＜いじめ防止対策推進法＞

##### 第 2 条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

##### 第 13 条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

##### 第 22 条（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

##### 第 28 条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 第 30 条（公立の学校に係る対処）

地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

### ＜鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針 II いじめに対する基本的な認識＞

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- 2 いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為です。
- 3 いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性のあるものです。
- 4 いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、児童生徒のいじめの問題に対する理解を深めることが大切です。
- 5 いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童生徒、家庭、地域。関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切です。
- 6 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外はなく、大人たちが「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠です。

### ＜鳥取県立高等学校学則＞

#### 第 31 条（懲戒）

校長は、教育上必要があると認めたときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する生徒に限り行うことができる。

- （1） 性行不良で改善の見込みがないと認められる生徒
- （2） 学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒
- （3） 正当の理由がなくて出席常でない生徒
- （4） 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒